

仕様書番号	R 5 - 5 1
作成年月日	令和 5 年 1 2 月 5 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

武山宿舎 B、D 棟内装工事

工事名称	武山宿舎 B、D 棟内装工事		
図面名称	表 紙		
縮 尺	—	図面番号	1 / 5

共通仕様書

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。

2 適用範囲

本仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

7 水道、電気料の使用

作業にあたり、電気及び水の使用の際は、請負者側で事前に用意し、負担する。

8 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び、清掃を実施する。

9 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストE票の写しを監督官に提出する。

10 完了検査

受注者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

11 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納する。

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

工事名称	武山宿舎B、D棟内装工事		
図面名称	共通仕様書 1		
縮 尺	—	図面番号	2 / 5

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 提出書類

受注者は、契約後、速やかに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 着工届
- (3) 予定工程表
- (4) 工事日誌
- (5) 打合せ簿
- (6) 工事材料搬入報告書
- (7) 完成通知書
- (8) 発生材調書
- (9) 施工体制台帳及び施工体系図
- (10) その他官側が指示したもの

15 工事写真

受注者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

16 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

工事名称	武山宿舎B、D棟内装工事		
図面名称	共通仕様書 2		
縮尺	—	図面番号	3 / 5

特記仕様書

- 1 工事件名 武山宿舎B、D棟内装工事
- 2 工事場所 神奈川県横須賀市武3丁目30番 武山宿舎B棟401、303、110、D棟105号室
- 3 工事概要 畳表替 61.5畳
襖紙張替え 12枚

4 共通仕様

- (1) 適用基準
- 本工事は、特記仕様及び図面によるほか、以下の基準、その他関係諸法令及び地方条例等に基づき施工する。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
- イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
- ウ 公共建築設備工事標準図 (建築工事編) (最新版)

- (2) 本工事に使用する材料等は、全て新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。

5 特記仕様

- (1) 補修内容 (以下記載の材料又は同等品以上とする。)

ア 武山宿舎B号棟

- (7) 401号室
- ・畳表替 (1畳16枚、半畳1枚)
- (畳 グリーン表 1等 畳縁 又は同等品以上)
- ・襖紙張替え (押入襖 戸(900×1800基準)4箇所、天袋(900×400基準)4箇所)
- (新鳥の子 襖紙 No.129 又は同等品以上)

- (4) 303号室
- ・畳表替 (1畳16枚、半畳1枚)
- (畳 グリーン表 1等 畳縁 又は同等品以上)

- (7) 110号室
- ・畳表替 (1畳16枚、半畳1枚)
- (畳 グリーン表 1等 畳縁 又は同等品以上)
- ・襖紙張替え (押入襖 天袋(900×400基準)4箇所)
- (新鳥の子 襖紙 No.129 又は同等品以上)

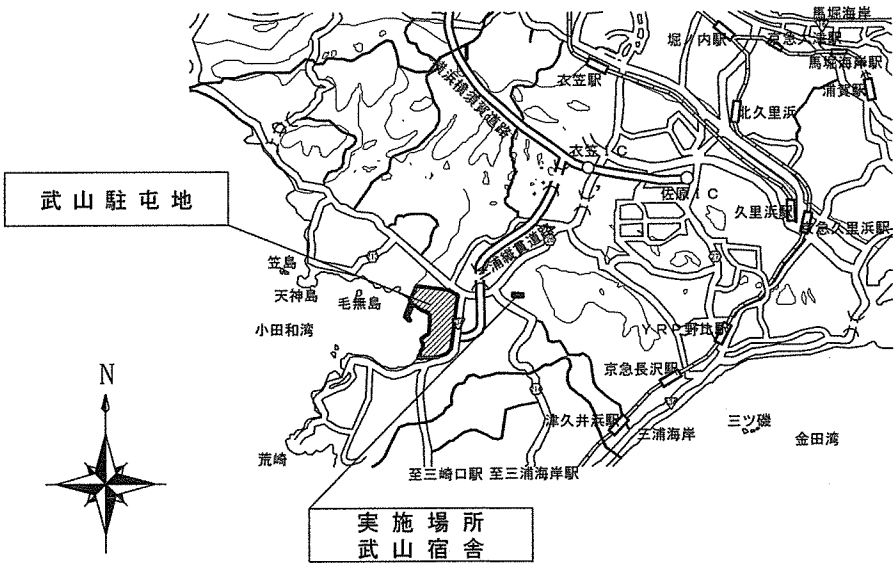
イ 武山宿舎D号棟

- 105号室
- ・畳補修 (1畳12枚)
- (畳 グリーン表 1等 畳縁 又は同等品以上)

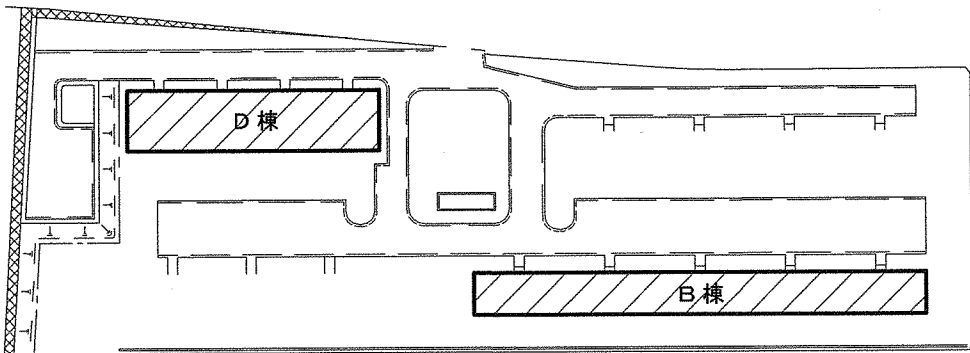
- (2) 工事実施時は、各部屋内部の工事範囲外に養生をしてから実施すること。
- (3) 襖紙張り替えの際は、既存四方の寸法を確認してから実施し、下張り(下地)の補修を必要に応じて実施すること。また、既存の襖縁と襖紙との間に隙間が無いことを確認し、襖紙を新設した襖の開閉動作確認を実施すること。
- (4) 畳表張替の際は、床にしっかりとめ込み、凹凸が無いようにすること。
- (5) 畳ごしらえは、畳割に正しく切り合わせ、畳縁は、JIS L 3108(畳縁地)に準じたへり地とし、表の筋目通り、たるまないようにして縫い付けること。

6 その他

- (1) 工事完了後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって、工事竣工(完了)とする。
- (2) 工事範囲外の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任(負担)において現状復帰するものとする。
- (3) 作業の完了時期は2月末までとする。



案内図 S=1:X



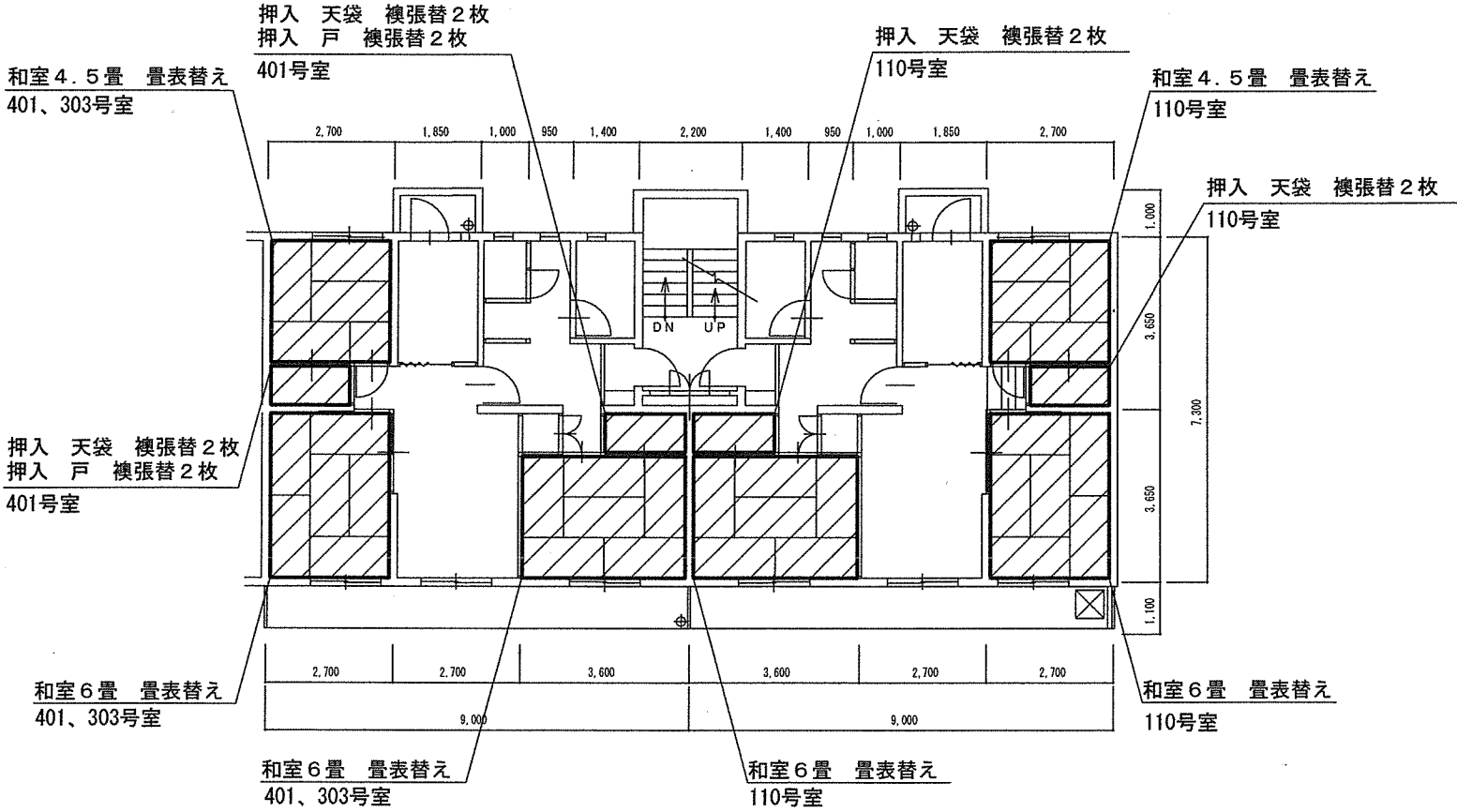
武山宿舎配置図 S=1:X

工事名称	武山宿舎B、D棟内装工事		
図面名称	仕様書・案内図・配置図		
縮尺	—	図面番号	4/5

401	402	403	404	405	406	407	408	409	410
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110

武山宿舎B棟配置図

S=1:X



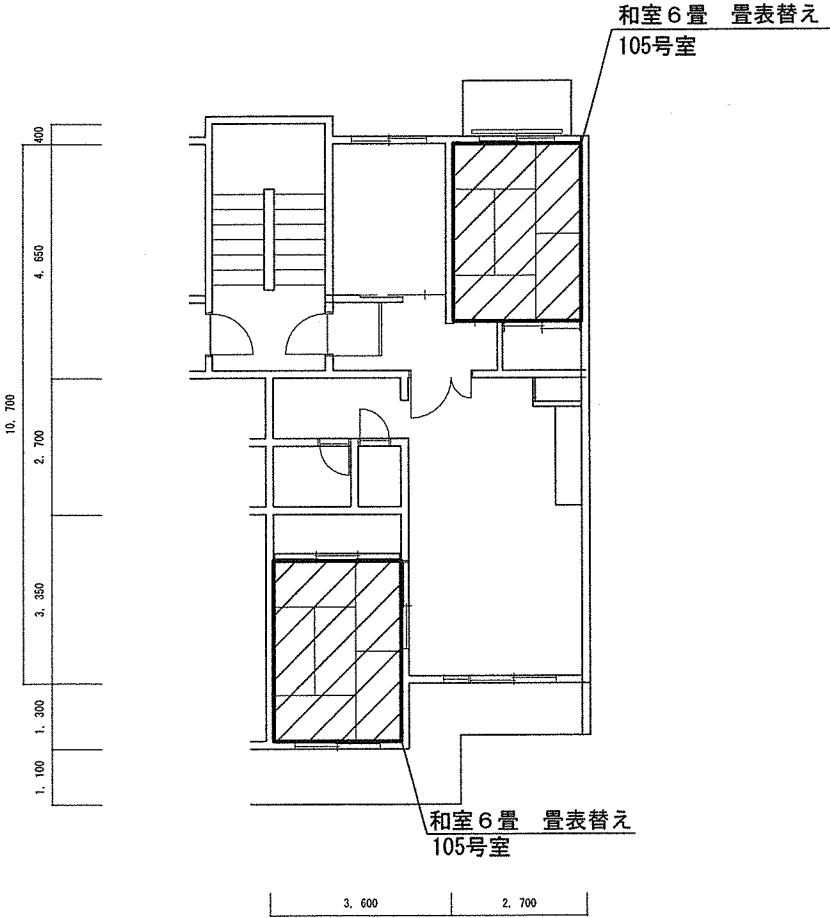
武山宿舎B棟401、303、110号室平面図

S=1/150

		403	404	405	406	407	408
301	302	303	304	305	306	307	308
201	202	203	204	205	206	207	208
101	102	103	104	105	106	107	108

武山宿舎D棟配置図

S=1:X



武山宿舎D棟105号室平面図

S=1/150